

入札公告

下記のとおり庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

令和4年8月31日

宮崎県知事 河野 俊嗣

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 高鍋総合庁舎ほか自家用電気工作物保安管理業務委託
- (2) 委託場所 児湯郡高鍋町大字北高鍋ほか
- (3) 委託期間 令和4年10月1日から令和7年9月30日まで
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- (4) 委託業務概要 高鍋総合庁舎、西都総合庁舎、西米良合同庁舎
上記建物に係る自家用電気工作物の保安及び管理に係る業務

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本業務に係る入札に参加する資格は、庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成6年宮崎県告示第1058号の3）に基づく令和4年度（2022年度）の入札参加資格の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。

設備維持管理業務の種類	自家用電気工作物保安管理	等級区分	なし
事業所の所在地に関する事項	次の事項をすべて満たしていること。 ア 宮崎県内に本店（個人にあっては事業所）又は支店（営業所を含む。）を有していること。 イ 電気事業法施行規則第53条第2項第6号に規定する主たる連絡場所が当該事業場に2時間以内で到達し得る場所にあること。		
同種業務の実績に関する事項	平成24年度以降に完了した次の業務（発注者は、国、県、市町村に加え民間事業者等を含むものとする。）を元請として実施した実績があること。 ア 建築物に係る自家用電気工作物の保安及び管理業務		
配置技術者に関する事項	次のいずれかの事項を満たす技術者を配置することができること。 ア 電気事業法施行規則第52条第2項及び同規則第52条の2第2号、かつ、電気事業法施行規則第52条の2第1号口の要件、第1号ハ及び第2号口の機械器具並びに第1号ニ及び第2号ハの算定方法等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示（平成15年経済産業省告示第249号）に規定する要件に該当する電気保安法人の従業員であること。 なお、入札執行日の前日までに直接的な雇用関係を有する者であること。 イ 電気事業法施行規則第52条第2項及び同規則第52条の2第1号、かつ、電気事業法施行規則第52条の2第1号口の要件、第1号ハ及び第2号口の機械器具並びに第1号ニ及び第2号ハの算定方法等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示（平成15年経済産業省告示第249号）に規定する要件に該当する者であること。		
その他の事項	庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札公告共通事項書2に示す事項		

3 契約条項を示す場所及び期間

掲示場所：財産総合管理課庁舎保全担当（宮崎市橋通東2丁目10番1号）

掲示期間：令和4年8月31日から令和4年9月9日まで

（宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）とする。）

4 入札日程等に関する事項

入札手続等	期間・期日等	場 所 ・ 留 意 事 項 等
設計図書等 閲覧及び複 写	令和4年 8月31日から 令和4年 9月 9日まで	県ホームページで閲覧・ダウンロード可 財産総合管理課で閲覧 [県ホームページ : http://www.pref.miyazaki.lg.jp]
質問の受付	令和4年 8月31日から 令和4年 9月 2日17:00まで	財産総合管理課へ郵送、持参又は電子メールで送付すること。 [財産総合管理課アドレス : zaisansogokanri@pref.miyazaki.lg.jp]
回答の閲覧	令和4年 9月 5日から 令和4年 9月 9日まで	県ホームページに掲載及び財産総合管理課で閲覧 [県ホームページ : http://www.pref.miyazaki.lg.jp]
入 札 書 受 付 期 間	令和4年 9月 6日 8:30から 令和4年 9月 9日17:00まで	財産総合管理課へ郵送（書留郵便に限る）又は持参 [財産総合管理課 : (〒880-8501) 宮崎市橘通東 2丁目10番 1号] ※郵送による場合は、提出期限内に必着のこと。
開 札 日 時	令和4年 9月12日 14:00	開札室 : 県庁7号館 (3F) 734号室 宮崎市旭 1丁目3番6号
入 札 結 果 の 公 表	令和4年10月上旬から 令和6年 3月31日まで	県ホームページに掲載及び財産総合管理課で閲覧 [県ホームページ : http://www.pref.miyazaki.lg.jp]

(注意) 財産総合管理課における受付・閲覧は、宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

5 その他の事項

- 1) 庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札公告共通事項書に示すとおりとする。
- 2) 再度入札の回数は、1回とする。なお、次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することはできない。
 - ・初度入札に参加しなかった者
 - ・初度入札に参加したが入札をしなかった者
 - ・連合その他不正な行為があった入札をした者
- 3) 本件業務の委託契約は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、特約条項において、「翌年度以降予算が減額又は削除された場合に、県が契約を解除できる」旨の特約事項を規定するものとする。
- 4) 最低制限価格を設けるものとし、最低制限価格に満たない入札については、これを無効とする。なお、最低制限価格より低い価格の入札をした者は、再度の入札に参加できないものとする。予定価格の範囲以内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格の入札を行った者（落札候補者）で、必要な資格に関する事項を満たした者を落札者とする。